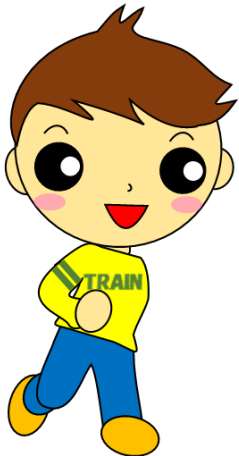


幼児を交通事故から守るために

平塚市交通政策課

幼い子どもを交通事故から守るためには、保護者のみなさんの子どもに対する保護・監督と、繰り返しの指導が必要不可欠です。幼児の特性を理解して、幼い命を交通事故から守りましょう。

幼児が見ている世界は大人と全く違う！～幼児の特性～



目

大人に比べて視野が狭く、視線から少し外れた位置にある車等を見落とすことがある。また、目の位置が低いため、近づいてくる車の速度や距離をつかみにくい。

耳

音が聞こえてくる方向を知る能力が未発達。

体

身体が小さく、駐車車両や看板などの物陰に全身が隠れてしまう。駐車場や横断歩道等、車の近くでは死角に入り運転手から見落とされやすい。

何かに夢中になっているときや、友達を見つけたときは、道路に飛び出しやすい！



保護者のみなさんができること

手をつないで歩きましょう

お子さんの手(手首)をしっかり握りましょう。道路を渡るときは、子どもを先に走って行かせたり、自分の後についてこさせたりしないようにしましょう。

繰り返し安全指導しましょう

「気を付けて」という言葉だけでは、何をどのように気を付けるのか理解できません。道路を歩いているときに、どこで止まり、何を確かめるのか具体的に教えましょう。

安全な行動の手本を示しましょう

交通ルールを正しく理解し、日ごろから安全な行動を心がけましょう。

自転車に乗せるときは

ヘルメットをかぶらせましょう

保護者が運転する自転車に補助いす等を使用して乗せるときもかぶらせましょう。

車に乗せるときは

チャイルドシートを使用しましょう

車の乗降時は、保護者がドアの開閉をして、子どもの安全を見届けましょう。

保護責任者の義務 (道路交通法第14条第3項)

幼児等の保護責任者は、交通の頻繁な道路、踏切、踏切の付近で幼児等を遊ばせたり、保護責任者が付き添わないでひとり歩きをさせてはいけませんが、道路交通法で定められています。

具体的に教えてあげましょう！～交通ルール～

信号の意味

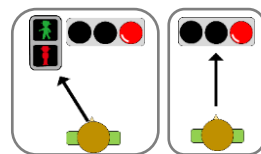
- 歩行者用信号機があるところでは、歩行者用信号機に従います。

「赤色の信号は、渡ってはだめ。」

「青（緑）色の信号は、周りの車が止まったか、よく見てから渡ろうね。」

「青（緑）色のチカチカや、黄色の信号は、もう渡ってはだめ。」

※青色の点滅や黄色信号…横断中の歩行者はすみやかに横断を終わるか、引き返さなければいけません。

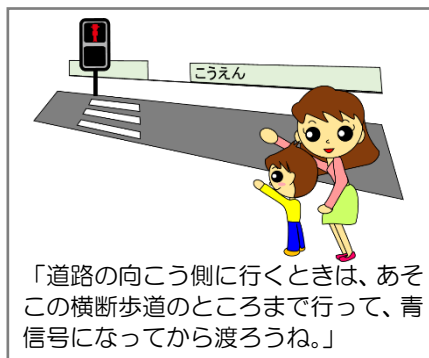


安全な横断の仕方

- 横断歩道や、左右が見渡せる場所で渡ります。

横断前…左右の安全を確かめます。『止まって（手を）上げて 右左右』

横断中…車が来ていないか、右左折する車がないか、周りをよく見ながら渡ります。



やってはいけないこと

- 道路に「飛び出さない」
- 駐車車両の前後から横断しない
- 車の近くで遊ばない
- 車が通り過ぎててもすぐに横断しない



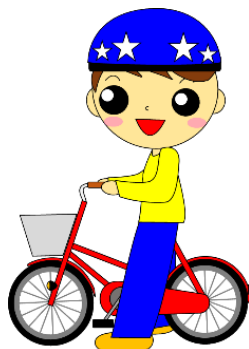
自転車に乗るときに気をつけること

道路交通法上、幼児が乗る自転車(※)は“歩行者”とみなされ、「歩行者の通行方法等」に従って通行しなければいけません。あくまでも、幼児の自転車は「遊具」としてとらえ、安全に“自転車遊び”できるよう指導をしましょう。

ヘルメットをかぶらせる

ブレーキを正しく操作できるか確かめる

子どもの体格に合った自転車を選ぶ



子どもが自転車を勝手に持ち出すことがないように管理する

自転車遊びをするときは、必ず保護者の許可を得るという約束をする

自転車遊びは、保護者の目の届くところか、広場など安全な場所で行う

※小児用の車…車体が6歳未満の者が乗る程度の大きさ（車輪がおおむね16インチ以下）で、かつ、走行・制動操作が簡単で、速度が毎時4～8キロメートル程度しか出せないものが小児用の車に該当すると解されている。